

# 倉敷市都市景観条例 届出チェックシート 《太陽光発電設備》

※景観法の届出前に、下記の関係法令等の協議を行い、太陽光発電設備が設置できることを確認してください。

【R0304版】

担当課	担当係	窓口	確認事項・設置規準・設置条件	法令等	確認時期	情報提供	協議結果
環境政策課	水質係	本庁 2階	□土地の形質の変更 一定規模以上（掘削と盛土面積の合計が3000㎡以上、有害物質使用特定施設のある工場・事業場敷地は900㎡以上）は届出が必要	土壌汚染対策法	着手する日の30日前までに届出が必要	必要	□OK □NG (協議者)
環境衛生課		本庁 2階	□墓地区域内の設置不可 墓地経営と関係ない施設・設備の設置は不可	墓埋法	設置前に確認	必要	□OK □NG (協議者)
建築指導課	審査係	本庁 6階	□建築確認申請の要否（※屋内的用途に供しないこと） メンテナンス以外で架台下の空間に立入不可（最高内法高1.4m以下、又は周囲に囲いを設置した場合に限る）	建築基準法	設置前の申請が必要	適宜	□OK □NG (協議者)
公園緑地課	花とみどり係	本庁 6階	□特別地域（特別保護地区を除く）内の行為 規定に該当する工作物等を新築するなどの行為をする場合は、事前の申請が必要	自然公園法	事業の着手前に協議が必要	必要	□OK □NG (協議者)
			□風致地区内の行為 規定に該当する建築物の建設や宅地の造成等の行為をする場合、事前の許可が必要	倉敷市風致地区内における建築等の規制に関する条例	事業の着手前に協議が必要	必要	□OK □NG (協議者)
			□事業者・土地所有者等の緑化の義務 1000㎡以上の開発行為等の場合、事業の着手前に申請が必要	倉敷市自然環境保全条例	事業の着手前に協議が必要	必要	□OK □NG (協議者)
開発指導課		本庁 7階	□市内全域 市街化区域では1000㎡以上の敷地、市街化調整区域では全ての事業について、適合確認が必要	都市計画法	許可後に着工	必要	□OK □NG (協議者)
			□宅地造成工事規制区域 区域内で事業を行う場合、全て適合確認が必要	宅地造成等規制法	許可後に着工	必要	□OK □NG (協議者)
			□埋立行為 事業区域の面積が1000㎡以上、10万㎡未満の場合、適合確認が必要	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例	許可後に着工	必要	□OK □NG (協議者)
農林水産課	農林振興係	本庁 7階	□地域森林計画内における森林伐採 伐採面積に関わらず「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要	森林法	伐採の90～30日前に提出（市農林水産課・各支所産業課）	必要	□OK □NG (協議者)
			□保安林での森林伐採（※保安林によっては伐採不可） 伐採面積に関わらず「保安林内立木伐採許可申請書」又は「保安林内作業許可申請書」の提出が必要	森林法	岡山県備中県民局森林企画課に事前相談	必要	□OK □NG (協議者)
			□地域森林計画内における林地開発 1haを超える開発行為は「林地開発許可申請書」の提出が必要	森林法	岡山県備中県民局森林企画課に事前相談	必要	□OK □NG (協議者)
農業委員会		本庁 7階	□市街化区域の場合、届出が必要 □調整区域の場合、農地法の該当を確認 □営農型太陽光の場合、農地法・農水省通知を確認	農地法	設置前の申請が必要	必要	□OK □NG (協議者)
文化財保護課		本庁 9階	□国・県・市において指定された文化財 現状を変更又は、保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、申請・許可が必要	文化財保護法等	事前申請・許可が必要	適宜	□OK □NG (協議者)
			□伝建地区・伝美地区内の行為（※許可又は同意が必要） ・建造物の新築、増築、改築、除却、修繕、模様替、色彩変更等 ・宅地の造成その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採・土石類の採取・水面の埋立て	倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例・倉敷市伝統美観保存条例	事前申請・許可（同意）が必要	適宜	□OK □NG (協議者)
			□景観地区内の行為 建築物の建築等又は工作物の建設等の行為は、申請・認定が必要	倉敷市美観地区景観条例	事前申請・認定が必要	適宜	□OK □NG (協議者)
	埋蔵文化財センター	本庁 9階	□埋蔵文化財包蔵地内の届出 土木工事等で地面を掘削する場合、届出が必要（※太陽光パネルの場合、支柱の杭打ち及び電柱設置や工事用仮設道路に伴っての掘削がある場合に必要）	文化財保護法	工事着手の60日前までに届出	必要	□OK □NG (協議者)
消防署	予防係	倉敷署 水島署 児島署 玉島署	□建築物との離隔距離 パワーコンディショナー及び変圧器の全出力が、20kwを超える場合、周囲の建築物との離隔距離3m以上を確保 また、同出力が50kwを超える場合は届出対象	倉敷市火災予防条例	変圧器等の着工の日の7日前までに届け出が必要	必要	□OK □NG (協議者)
倉敷駅周辺開発事務所			□倉敷駅周辺第二土地区画整理事業内の設置 土地に自立して設置する太陽光パネルについては、面積に関わらず許可申請が必要	土地区画整理法	設置前の申請が必要	適宜	□OK □NG (協議者)
							□OK □NG (協議者)